

香川県条例第7号

香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定希少野生生物の指定等)</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（<u>同条第6項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。</u>）及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>	<p>(指定希少野生生物の指定等)</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。